

四 三 二 一 行 二 令 ○
發用振の法發号名成件二年六府務
行等替條律行稱二年二年六號資省告
方法項及の及二十十次月年第調示
法のび根び二年次月年第調示
適そ拠記年年五十五達第

國庫短期証券（第百四十四回）

財務大臣 野田佳彦

一月四日

務取扱規則（平成十一年大蔵省
第十一年度第一項の規定に基づき、平成
年に発行した政府短期証券の發
おり告示する。）

| 九 八 | 七 ロ イ | 六 ロ イ | 五 方 募 | | |
|--|---|--|--|---|---|
| 振額最 替 単 位 | 低行争非者特国入価込 入価・別債札格金 札格第参市発競金 發競I加場行争額 | 行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 發競I加場行争額 | 行争非者特国 入価・別債 札格第参市 發競I加場行争 | | |
| 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿 | 千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿 | 百三二四 七千千兆 十四五四 円百十千 九円七 十百 七七八億 千四四億 百四百 万九 三千十五 七万 | 万額七額 円面千面 金万金 額円額 でで 三四兆 三千兆 四四千 九七百 十八百 千二十 億千 | 込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を囲別応ち 割内參募応 りに加額募 當お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい | 価 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。 |

